



大北森林組合に対する補助金返還請求等について

大北森林組合の補助金不適正受給事案については、平成 27 年 8 月 7 日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づいて補助金返還請求を行ってきたところですが、別紙のとおり法的にとり得る手段をさらに検討し、可能な限り公費の損失の回復を図っていきます。

大北森林組合に対する補助金返還請求等について

大北森林組合（以下「組合」という。）の補助金不適正受給事案については、平成 27 年 8 月 7 日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づいて補助金返還請求を行ってきたところであるが、法的にとり得る手段をさらに検討し、可能な限り公費の損失の回復を図っていく。

11 月 30 日に公表された北安曇地方事務所管内の組合以外の事業者（以下「その他事業者」という。）の不適正受給事案についても、同様に対応していく。

I 補助金返還請求について

消滅時効による返還請求権の消滅を防止する等の観点から、まずは補助金返還請求が可能か案件ごとに精査・検討し、現在までに、組合に対して 244 件・473,833,100 円、ひふみ林業（有）に対して 3 件・4,737,700 円の補助金返還請求を行った。

残る案件については、2 月中旬までに（市町村を経由した間接補助金については、関係市町村と十分協議のうえできる限り早期に）補助金返還請求を行う。

なお、補助金交付決定から消滅時効期間（5 年）を経過しているものの、5 年経過前に組合に時効中断事由（承認行為）が認められる場合は、2 月中旬までに当該案件についても補助金返還請求を行う。

II 損害賠償請求について

消滅時効期間の経過によって補助金返還請求ができなかった案件等（県単補助金の流用案件については、Ⅲに記載）については、案件に応じて、組合・その他事業者、組合役員、関係した県職員に対する損害賠償請求を検討する。

なお、損害賠償請求を行うに当たっては、損害賠償請求の成立要件（故意・（重）過失、損害、因果関係等）について、法律の専門家の判断を仰ぐとともに、コンプライアンス推進・フォローアップ委員会の助言を得ながら対応する。

III 県単補助金の流用案件について

県単補助金の流用案件については、関係した県職員の責任がより重いことから、これら県職員に対し（案件によっては補助金の交付を受けた組合・その他事業者を加えて）、今後請求額等を精査の上損害賠償請求（民法第 709 条）を行う。